

第5回一関市入札制度等改革本部

日時 令和6年10月4日（金）10時～

場所 特別会議室

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 報 告

(1) 一関市職員倫理規程の制定について

資料1

4 議 題

(1) 入札事務の見直し、改善について

資料2

資料3

5 その他

6 閉 会

一関市入札制度等改革本部 名簿

		職	氏名
1	本部長	市長	佐藤 善仁
2	副本部長	副市長	石川 隆明
3		教育長	時枝 直樹
4	本部員	市長公室長	今野 薫
5		市長公室統括監	鈴木 淳
6		総務部長	菅原 哲紀
7		まちづくり推進部長	小野寺 愛人
8		市民環境部長	菅原 稔
9		健康こども部長	松田 京士
10		福祉部長	山形 雅彦
11		商工労働部長	小野寺 正寿
12		農林部長	小野寺 啓
13		農林部参事兼建設部参事	小島 宣浩
14		建設部長	阿部 健一
15		上下水道部長	伊東 吉光
16		花泉支所長	中田 善久
17		大東支所長	菅原 正幸
18		千厩支所長	菅原 恵美
19		東山支所長	岩渕 良憲
20		室根支所長	千田 紀行
21		川崎支所長	藤倉 明美
22		藤沢支所長	佐藤 詠一
23		会計管理者	中村 由美子
24		消防本部消防長	阿部 茂
25		議会事務局長	三浦 洋
26		監査委員事務局長	及川 和美
27		農業委員会事務局長	渡邊 晋
28		教育次長	千葉 せつ子
29		一関図書館長	藤倉 忠光
30		一関地区広域行政事務組合事務局長	佐藤 正幸

一関市職員倫理規程

(目的)

第1条 この訓令は、職員が市民全体の奉仕者であってその職務は市民から負託された公務であることに鑑み、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な事項を定めることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。
 - (2) 管理職員 一関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第39号）第18条第1項、一関市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第197号）第4条又は一関市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年条例第25号）第15条に規定する職にある職員をいう。
 - (3) 倫理監督者 職員の職務に係る倫理の保持を図るために置かれる職員であって、職員に対する倫理の保持に係る指導及び助言を行う者をいう。
 - (4) 総括倫理監督者 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、倫理監督者との連絡調整、倫理監督者に対する倫理の保持に係る指導及び助言を行う者をいう。
 - (5) 事業者等 法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。
- 2 総括倫理監督者の職務は、副市長が行うものとする。
- 3 倫理監督者の職務は、市長公室長、総務部長、まちづくり推進部長、市民環境部長、健康子ども部長、福祉部長、商工労働部長、農林部長、建設部長、上下水道部長、各支所長、会計管理者、公営企業上下水道部長、藤沢病院事務局長、消防本部消防長、議会事務局長、監査委員事務局長、農業委員

会事務局長、選挙管理委員会事務局長及び教育次長が行うものとし、倫理監督者は、その指定する職員に当該職務の一部を行わせることができるものとする。

- 4 この訓令の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、第1項第5号の事業者等とみなす。

(倫理行動規準)

第3条 職員は、一関市職員としての誇りを持ち、かつ、その使命及び責任を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として行動しなければならない。

- (1) 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- (2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- (3) 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- (4) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (5) 職員は、勤務時間外においても、また、個人的な行為であっても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(利害関係者)

第4条 この訓令において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として任命権者が認める者を除く。

- (1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号又は一関市行政手続条例（平成17年一関市条例第9号）第2条第4号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者又は個人（事業者等に該当する者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
 - (2) 補助金（一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号）第1条に規定する補助金をいう。）を交付する事務 当該補助金の交付を受けて当該交付の対象となる事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
 - (3) 法令等に基づく立入検査又は監査（以下「検査等」という。） 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人
 - (4) 不利益処分（行政手続法第2条第4号又は一関市行政手続条例第2条第5号に規定する不利益処分をいう。以下同じ。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人
 - (5) 行政指導（一関市行政手続条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。以下同じ）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
 - (6) 契約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約をいう。）に関する事務 当該契約を締結している事業者等、当該契約の申込みをしている事業者等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等
- 2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の

利害関係者であるものとみなす。

- 3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者であるものとみなす。

（禁止行為）

第5条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。
 - (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
 - (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
 - (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - (5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
 - (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
 - (7) 利害関係者と共に遊技をすること。
 - (8) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
 - (9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。
- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
 - (2) 多数の者が出席する式典、総会、その他の催物（これに引き続き行われる飲食を伴うパーティーその他の会合を含む。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。

- (3) 多数の者が出席する式典、総会、その他の催物において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
- (4) 職員自らが主催する冠婚葬祭その他の社会習慣上行われる慶事又は弔事において、利害関係者から通常一般の社交の範囲内の祝儀、香典又は供花その他これらに類するものの贈与を受けること。
- (5) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (6) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
- (7) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (8) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。
- 3 第1項の規定の適用については、職員（同項第9号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。
- （禁止行為の例外）

第6条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する市民の疑惑又は不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

- 2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する市民の疑惑又は不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

（利害関係者以外の者等との間における禁止行為）

第7条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

- 2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

（特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止）

第8条 職員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録したものをいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。

(1) 補助金等又は市が直接支出する費用をもって作成される書籍等

(2) 作成数の過半数を市において買い入れる書籍等

（職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止）

第9条 職員は、他の職員の第5条第1項又は第7条の規定に違反する行為によって当該他の職員（第5条第1項第9号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

- 2 職員は、自己若しくは他の職員がこの訓令に違反する疑いのある行為を行ったと思料するに足る事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠蔽してはならない。

3 管理職員は、その管理し、又は監督する職員がこの訓令に違反する疑いのある行為を行ったと思料するに足る事実があるときは、これを黙認してはならない。

(講演等に関する規制)

第10条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演(地方公務員法第38条第1項の許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。)をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督者の承認を得なければならない。

(倫理監督者への相談)

第11条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第5条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

(贈与等の報告)

第12条 職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待(以下「贈与等」という。)を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬(利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬又は利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に係る事項に関する講演等の報酬に限る。)の支払いを受けたとき(当該贈与等により受けた利益又は当該支払いを受けた報酬の価額が1件につき5,000円を超える場合に限り。)は、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、事実のあった日から14日以内に、総括倫理監督者に提出しなければならない。

- (1) 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額
- (2) 当該贈与等により利益を受け又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基因となった事実
- (3) 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称及び住所
- (4) 当該贈与等の内容又は報酬の内容
- (5) 当該贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該

報酬の支払いを受けた職員の職務との関係及び当該事業者等と当該職員が属する行政機関等との関係

- (6) 第1号の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠
- (7) 供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業(多数の者が居合わせた懇親会等の場において受けた供応接待にあっては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数)
- (8) 第2条第4項の規定の適用を受ける同項の役員、従業員、代理人その他の者(以下「役員等」という。)が贈与等をした場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名(当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名)

(委任)

第13条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年9月30日から施行する。

現在の入札事務における課題及び想定される見直し、改善案について

区分	項目	外部委員及び検討部会における主な意見等	想定される見直し、改善案	課題等
1 入札情報の管理体制及び方法について	(1) 起案や決裁に関するもの	① 予算担当課、設計担当課、契約担当課と設計金額や予定価格に関わる人数が多い。【外部委員意見】	・決裁者及び決裁文書の回付に係るルールの見直し	・積算資料の違算、特記仕様書や図面の精査などのチェック体制の確保
		② 工事や契約に関する起案における、設計金額の記載の必要性を検討する必要がある。【外部委員意見】	・工事等発注何や予算執行何への設計概算額の記載	
		③ 紙による意思決定を続ける限り、決裁に関わる職員以外にも情報が見えてしまうリスクが顕在する。【外部委員意見】	・電子決裁の推進	・電子データ上での積算資料や図面の確認方法
	(2) データの保存等に関するもの	① 入札前の設計書データの一部が共有フォルダに保存されているため、課内の職員が見ることが出来る状態であった。	・データ保存方法の明確化	
		② 印刷誤りなどで生じた設計書等(紙)を廃棄するまでの間、課内共有の機密文書廃棄場所に保管しているため、課内の職員が設計額を見ることが出来る状況であった。	・文書廃棄方法の徹底 ・積算システムからの設計データ等の出力制限	
2 入札の不正に係る監視、抑止体制について	(1) 業者の不正抑止や職場における牽制体制に関するもの	① 事業者側においても公正な入札を妨害することに伴うデメリット(罰則等)について周知を図っていくことも必要である。【外部委員意見】	・指名停止及び入札参加資格取消に係る措置要件等の見直し ・不正行為に係る損害賠償の請求	・指名停止措置は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルや国の通知を参考に見直すこととされており、基本的には、この範囲内での対応となる。 ・請負契約における違約金特約条項等による損害賠償請求は、不正行為の結果として被った損害に対するもので、損害が発生しなければ請求できず、請求できる場合であっても、合理的な根拠に基づく適切な金額でなければならない。
		② 入札に関する不正を行った業者に対する措置や損害賠償の厳格化が必要ではないか。		
		③ 政府の電子調達システムのようなシステムを取り入れ、事業者とはそれを利用したやり取りに限定するのが望ましいが、中小企業にも利用させるには費用負担や人材育成が必要なことから、当面は大規模調達案件用のシステムを検討することも有効と考える。【外部委員意見】	・電子入札の推進	
		④ 入札に関する有識者による監視委員会(又は適正化委員会)の設置の是非を検討していただきたい。【外部委員意見】	・入札に関する第三者機関(入札監視委員会等)の設置	・第三者機関の委員となる専門的な知識やスキルを持った人材の確保 ・第三者機関による審議の時間的制約(件数や審議の深度) ・第三者機関設置に伴う組織、職員体制の整備
		⑤ 新規参入がしにくいと既存業者のみの入札となり、これが談合につながる場合があることから、新規参入がしやすい基準や手続とする必要があるのではないか。【外部委員意見】	・入札参加資格の見直し	
		⑥ 不正の未然防止につながる「通報制度」の運用の充実も、その制度の	・公益通報制度の周知	

		存在が不正防止に効果が期待できる。 【外部委員意見】 ⑦ 設計何の決裁後、入札までの間に上司から設計金額を聞かれても、何の疑問もなく答えていた。		
(2) 研修及び組織、人事に関するもの		① 継続して法令遵守の意識定着に努め、職員一人ひとりが法令遵守について適切に認識し対応しているかチェックする仕組みを構築していくことが重要である。 【外部委員意見】	・工事等設計担当者、契約担当者を対象とした法令遵守研修の定期的な開催	
		② 技術系職員の人事交流を活発化させるなど、定期的な人事異動を行うことにより、職員と事業者等が過度に密接に繋がるリスクを低減させていくことも必要である。 【外部委員意見】	---	
		③ 談合事案を防止するためには、職員の定期的な身上調査を実施し、家族構成、交友関係、過去の職務履歴などを把握すること、特に、業者との直接的な関係や利害関係がないかを確認することが重要と考える。 【外部委員意見】 ④ 職員が入札に関わる業務に従事する際に、関係する業者やその関係者との個人的な関係について申告を義務付ける制度の導入も効果的と考える。 【外部委員意見】	---	
3 入札制度について	(1) 入札方式に関するもの	① 入札は、純粋に金額のみの入札を行っているのか。総合評価方式や、技術提案型による入札は行っていないのか。 【外部委員意見】 ② 総合評価は、価格と品質（施工能力・技術提案）の総合的に優れた者と契約する方式で、再発防止策としては効果があると考え。 【外部委員意見】	・総合評価落札方式による入札	・評価に関する書類の提出や技術評価など入札契約手続に時間を要し、適正な工期の確保への影響 ・提出書類の増加による受注者の負担 ・発注者側の評価における恣意性の排除（評価項目及び評価のウェイトなど評価基準の設定やコスト換算されない技術評価に対する説明） ・技術評価で大きな差がつかない場合、競争入札と同じ結果になる。
	(2) 予定価格に関するもの	① 予算担当課、設計担当課、契約担当課と予定価格の作成に関わる人数が多い。 【外部委員意見】 ② 予算担当課、契約担当課が、予定価格、調査基準価格の作成や供覧等に関わらない体制としている。 【外部委員意見】 ③ 予定価格は担当課長が作成・受領してはどうか。 【外部委員意見】	・決裁者及び決裁文書の回付に係るルール明確化 ・ランダム係数を用いた予定価格の設定 ・予定価格の事前公表	・ランダム係数を用いて予定価格を設定したとしても、当該価格は、設計金額と極めて近似の価格となる。 ・予定価格が目安となって競争が制限され、入札談合が行われる可能性がある。 ・業者の見積努力を損なわせる。 ・積算能力が不十分な業者でも、予定価格を参考にして工事を受注する可能性がある。（工事品質の低下）

				・予定価格から最低制限価格を推測することにより、同額入札におけるくじ引きが増える可能性がある。
		④ 電子入札システムを導入しているのであれば、予定価格や最低制限価格もデジタルで決定すれば、機密性も担保（ログで確認）できるのではないか。【外部委員意見】	・電子入札の推進	
4 デジタル化について【1～3の再掲】	(1) デジタル化に関するもの	① 紙による意思決定を続ける限り、決裁に関わる職員以外にも情報が見えてしまうリスクが顕在する。【外部委員意見】 ② 予定価格や最低制限価格もデジタルで決定すれば、機密性も担保（ログで確認）できると考える。【外部委員意見】 ③ 政府の電子調達システムのようなシステムを取り入れ、事業者とはそれを利用したやり取りに限定するのが望ましいが、中小企業にも利用させるには費用負担や人材育成が必要なことから、当面は大規模調達案件用のシステムを検討することも有効と考える。【外部委員意見】	・電子決裁及び電子入札の推進	